

## 積極と緊縮 震災景気から金融恐慌に至る時代の土木事業

国際航業 正員 鈴木 恒夫

### 1. 概要

土木行政制度は 明治末期に形成されたものが 繼続して戦時下迄づく。

しかし この間に 第一次大戦後の経済後退後 関東大震災後に各々行政整理が行われ 行政機構の縮小が行われる。

社会的には在来の藩閥内閣に代わって 政党政権の続いた時代であり 第一次大戦時の好況をうけて 政友会の積極政策 又は民政党の緊縮財政と呼・される政党が交互するが 産業 教育の拡充 鉄道敷設 河川改修事業が政策目標としてとりあげらる。

この時整備された法制度によって 事業の長期計画が樹立される。

大正11年 大正14年には軍縮が行われるが 大正14年度のものは軍備改編をめざすものであって 軍事費は減少させることなく 人員の減員による範囲での軍備の近代化 航空機 戦車の創設又は拡充出あつたが この時に旧時軍に屈し民間事業の発展のすう勢と相まって 軍機構から 航空局 (T9.8陸軍省 T 13.11 還儲) 馬政局 (M 39.7 陸軍省 大正12年度廃止 業務を農林省へ移管 T 14.41 畜産局) 陸地測量部研究の検潮所の中央気象台移管が行われる。現在の潮位表は昭和6年 中央気象台潮汐表として発行され 昭和17年より潮位表と呼ばれている。

関東大震災の復興事業は復興景気をもたらしたが 事業費は当時の国家予算の過半に及び 且財源の多くを外債に求めた。事業費は大きな負担であって 事業財源確保のために既定事業計画のくりのべを近い復興資材機械の輸入を行った。本事業において大規模な区画整理事業 架橋事業が行われたが 線矢板の使用 潜函工法の採用 舗装機械の使用 長大橋梁に各種型式の採用等があり 土木技術水準の向上に大きく寄与した。

大震災は 大戦後世界各国が金体位制度に復帰した中で 復帰の機会を失する機会ともなった。

震災事業により 日本は大戦中に得た外貨を減少せしめ 世界的に大戦後の各国の経済不振 大戦中途絶えてきたヨーロッパ諸国のアジア輸出国の進出努力により貿易収支は慢性的な赤字を続けていた。

金本位を離れたまま 貿易収支・の赤字基調の円は引思惑の対象となり円安傾向が続いている。

震災発生時に震災関連区域において流通していた手形 (震災手形) の手形決済がすすまず 昭和の金融恐慌の遠因となった。

昭和2年 震災手形善後処理法 同補償公債法の国会審議中 3月14日銀行取付に端を発した金融恐慌は 日銀非常借出を行い借出額は3月20日より23日の間において5億円に及んだ。4月3日 鈴木商店の行き詰まり主力銀行であった台湾銀行の救済問題より 内閣辞職があり 台湾銀行休業 十五銀行の休業を生じ 4月22日 全国取引所休業 全国銀行12日臨時休業 3週間モラトリアル緊急勅令が公布され 5月9日 日本銀行特別融通および損失補償が即日公布実施される。

この間日本の貿易収支 経済事情を反映して 円の対ドルレートは 大正10年より10~20%安くなり 2円10~2円45 の間で昭和4年迄推移していた。

国内的な慢性不況は 輸出不振 中国内の排日機運 銀価の下落による購買力低下と相まって 主要輸出産業の筋績 絹糸の不振 価格暴落 農產品下落となり 不況は深刻化し 失業者は増大し 経済活動は低下していった。

昭和4年7月に成立した浜口内閣は国内緊縮政策による物価低落 金本位復帰による円貸安定による輸出の増進 景氣立直しをはかることをめざして 昭和5年1月1日 金本位復帰を旧平価で行う。

このとき世界には1929.10.24のウォール街株価暴落 不況激化が起こっていた。

大正10年日本はメートル条約に調印批准し 大正14年1月8日公布した。

一般的には使用されていた 尺貫法 鉄道におけるフート・ポンド法は漸次使用されなくなって

例えば河川では河川台帳に関する組則で尺度をメートルとさだめる 工事年報の数字表示は大正13年よりメートル制となる（大正11年、12年は欠刊のごとくである。）

国有鉄道建設規程の制定は大正10年10月14日であるが 昭和5年1月1日 鉄道省及び省線と連絡運輸を行う地方鉄道軌道において運輸営業にメートル法を使用することとした。

大正8年 月6日制定の道路構造令 街路構造令は間尺表示であるが 大正15年6月の構造令に関する細則はメートル法を用いている。

## 2. 一次大戦下における時代

この時期においては 道路公債法が成立し 道路公債を伴って第一次道路改良計画事業に着手する  
公有水面埋立法により公有水面埋立行政の整備が図られる。（公有水面の干拓は本法による埋立て見放す）  
軌道は在来の3条の条例から軌道法へと改正される。

在来の私鉄敷設法 軽便鉄道法を併せて地方鉄道法とする。実際に軽便鉄道は接続運転のために改軌されていく。

国鉄は大正11年4月11日に鉄道敷設法を更新改正する。在来の32路線（内地のみ北海道は拓殖費による）から北海道を含めて149路線となり ほぼ現在の路線網を形成する。

治水事業は↑10.6.23.臨時治水調査会において第二期治水計画が策定される。

この計画では 新に20年内の改修河川を57とし 在来大正6年より国費補助・直接施行により施行してきた6河川を直轄改修河川事業とすること（補助率が約1/2から 河川法の定めによることなること河川改良事務所から 河川改修事務所となる）在来施行中の河川の上流部区間の区間追加が建議されるが 第一期計画のごとく特別会社制度はともなわなかった。

本調査会ではこのほか農業水利改度に関する件が建議された。

この建議にもとづき↑12.4.17.食料局長通達用排水改良事業補助要項が定められ 末端 500ha以上の用排水幹線または用排水設備の改良に1/2の補助を行うものとした。

大正10年 新設の三重高等農林学校に農業土木科が設置され 大正14年には東京大学に農業土木専修の課程がおかれた。

鉄道局は大正8年仙台を加えて6局とし 大正9年 名古屋を加えて ↑9.5.15.に鉄道省を設置する。  
建設事務所は15ヶ所 改良事務所は2ヶ所であった。

土木出張所は 大蔵省税関工事として施行されていた 横浜 神戸 門司の事業を引き継いで 大正8年  
神戸 大正10年横浜を加え9ヶ所となつたが 大正11年 東京第一 第二を合併して8ヶ所となり ↑  
15.5.15.名古屋 鳥取を加え10ヶ所となつた。

地方通信局は在来の5局より 大正8年5月 東京 名古屋 大阪 広島 熊本 仙台 札幌の7局とした。この地方通信局の水力課と22班の調査班により大正7年～11年にかけて第二次水力調査を行い この計画では水火力の併用を考えて流込式の最大使用水路を平水量とした。

### 3. 関東大震災から昭和に至る時代

関東大震災の復興事業はT 12. 9. 27. 内務省に復興院（4局）をおいたが 翌T 13. 12. 20. 復興局として4部・5出張所により復興事業を施行した。

このときT 11. 5. 9. に設置された内務省都市計画局はT 13. 12. 20. 廃止され官房都市計画課となった。復興事業は昭和5年度終了するが復興局はS 5. 4. 1. 復興事務局となりS 7. 3. 31. 廃止される。

関東大震災後T 13. 12. 15. 鳥取 秋田を廃止し土木出張所は8ヶ所となり 以後昭和18年迄づく。

T 13. 7. 31. 羽越本線が全通し 日本海縦貫鉄道の完成により日本海内海水運は激減してゆく。

T 14. 11. 1. には秋葉原 - 神田間が完成し山手線の環状運転が行われる。

農商務省はT 14. 4. 1. 商工省の成立により農林省と変る。電力行政は通信省であり昭和18年迄続く。

S 3. 5. 1. には神戸の鉄道局が大阪へ移転する。この6局時代はS 10. 8. 1. 広島設置迄づく。

大正14年7月行政調査会は用排水幹線改良事業と河川事業との権限調整問題をとりあげたことから何回かの協議の結果 昭和3年12月 政務官会議決定として 用排水幹線改良事業を適用河川 準用河川を行う場合内務省と協議することとした。これにより梯川 小鮎川の指定を取消して 内務省に置いて昭和4年予算要求時に梯川外4河川の改修補助を要求したが成立せず、昭和5年度に梯川 赤川 小天部川3川の補助河川制度の発足を得た。

地方土木機構としては S 2. 4. 1. 大府県に土木部が設置される。

S 3. 11. 6. 自動車運送事業の監督権限を通信省より鉄道省へ移管し 陸運監督行政を一元化する。

S 4. 4. 12. に鉄道省に陸運課が設けられる。

この背景には不況時の鉄道輸送量の減少と自動車運輸事業との競合問題があり 昭和6年鉄道省の「自動車事業法案」と内務省の「自動車専用道路法案」が提出されS 6. 4. 1. 「自動車交通事業法案」が成立する。

不況化の輸送需要の減少 建設線の採算の点から建設省の低下を図るためにS 4. 7. 15. に丙線を昭和7年5月には簡易線の規格を建設規程に定める。

また鉄道事業と併せてS 5. 12. 1. 省管バス事業を岡多線に開業する。（先行 代行 短絡 培養）

震災による事業のくりのべは第一次道路改良計画は大正9年より11年迄は計画年度制により事業が行われたが大正12年より予算の圧縮が行われ 大正14年から昭和3年迄は計画の1/3程度の額となっていた 河川事業は既定計画が大正時代において2～3年 昭和時代に2～3年のくりのべが行われた。

S 5. 10. 15. には明治33年以来の工事である利根川改修工事の竣工式が行われた。

### 出典

経済事情については明治・大正期の経済 中村隆英 S 60. 4. 10. 昭和史 岩波新書 S 60. 4. 10. によることが多い。河川事業・道路事業については 日本道路史 内務省道舗工事年報の記述によるところが多いが 現行土木法令 常磐書房(T14. 4. 10. ・S15. 4. 1.) による。農業部門は日本農業と水利用S 35農林省農地局による。

都市計画事業は土木学会 大正昭和史によるところが多い。

鉄道事情は日本国有鉄道百年史 鉄道辞典によるが「日本の鉄道」日本経済評論社S 61. 5. 10. を多く利用した。

内閣	大正八年(1919)	大正九年(1920)	大正十年(1921)
	原 内 閣		→ 10.11.13 ←
社会	8.1.18 講和条約会議 3.1 三一運動 电商部省 農業水利法案 立案があたる 内務省 水利法案 8.4.1 第20師団設置 復元 府制度等外地行政制度改革	9.1.10 戊申詔書 9.10.1 第1回國勢調査 9.11.2 カリフォルニア州議会 排日土地法案 戰後恐慌 3.15 入超	10.4.12 郡制廃止 (12.4.1) 10.4.12 メートル法採用 (13.7.1) 10.16 批准 中間景氣
産業制度 至消	8.6.17 アメリカ金本位復帰	4.10 日本銀行財界枚盾 借出し 1億2千万円 (4.23)	10.4.4 米穀法 米穀需給特別会計法 10.4.8 國有財產法 (11.4.21) 借地法・借家法 (10.5.1)
行政制度	8 關二人助成法 借入金へ6%補給 8.4.5 都市計画法 (9.11) 市街地建築物法 (9.12.1) 8.4.10 地方鉄道法 8.4.11 直路法 (9.4.1) 8.6.11 直道路全高官制  工務課調査課を廢止 8.12.24 河港課を河川課 港湾課 技術課を一課 二課 8.5 鉄道院に建設局 仙台に鉄道管理局 8.3.26 神戸を加え 8ヶ所 8.5 通信局を7局 東京 大阪 熊本 札幌	9.8.10 道路公債法 9.4.1 國道表示 9.5.15 鉄道省設置 9.8.24 内務省に社會局 9.5.15 名古屋に鉄道管理局 9.10.1 海軍建築本部 水務部令	10.1.31 臨時治水調査会 6.23 第二期治水計画 10.4.19 公有水面堆立法 (11.4.1) 10.4.14 鉄道法 (13.1.1) 10.10.14 國有鉄道建設規程 10.4.20 横浜に土木出張所

第一期道路改良計画 大正9年度以降30年事業 車両費 2億8280万円

國道改良費補助	1億6608万円	6970km	2/3	5箇所
國道改良費	680万円	283km	1/6	4箇所
府県道改良費補助	1,700万円	1570km	1/3	
街路費補助	8,930万円	六大城市	1/3	
車輛費				

臨時治水調査委建議

第二期治水計画 57河川 20年事業 3億7200万円

普通財源を原則とすが 財政の都合により借入金又は公債による年度内完成  
 施工区分の追加として 多摩川上流、入間川、鳩川、山田川

第一期河川指定河川と本圖指名外の 矢部川、南辻川、筑磨川、郡川、相坂川の追加可能な表明  
 要求水利改良に関する件

	大正十一年度(1922)	大正十二年度(1923)	大正十三年度(1924)
内閣	高橋内閣→11.6.12 ← 加藤内閣(改) → 12.9.21 山本内閣 13.1.7 清浦内閣(改) → 加藤内閣(改)		
社会	11.2.6 ワシントン4ヶ国条約 日英同盟発効 11.3 山東權益返還 軍縮(山梨) 編成内閣縮小	2月 25:ス軍 ルール工業地帯 占領(55地区) 12.11.10 國民精神作興に関する訓令 12.3.27 行政整理又は軍備制限に関する公債発行に関する法律公布 12.9.1 関東大震災	行政整理 11.9.18 与党三派 整理実定
産業制度 経済	金解禁論 言盛	12.9.7 モラトリーム 9.27 震災手形補償令 割引損失補償令 12.24 震災善後公債法	13.2.1 小作調停法施行 13.7.1 アメリカ排日移民法実施
行政制度	11.4.1 鉄道敷設法 11.7.7 鉄道会議官制 11.9.20 東京、第一、第二合併 11.5.9 都市計画局 庶務課 技術一課、二課 (3.12.20迄) 11.9.30 土木試験所	12.4.1 海軍省建築局 12.4.17 用排水改良事業補助要項 12.5.15 名古屋、鳥取に土木試験所 延航タム	13.11 邮便省航空局 (19.8 陸軍省に設置) 13.10.12 荒川放水路通水式 13.7.21 羽越本線全通

関東大震災 全壊消失戸数 58万戸 死者約10万人 損害 55億6千万円

12.9.19 帝都復興審議会 12.12.24 帝都復興計画法

12.12.27 復興院 13.2.25 復興局 5.4.1 復興事務局 7.3.31 废止

関東大震災復興計画 6億4900万円 公共団体の自己負担を含めて 8億4700万円

震災善後公債法 震災復興事業のために 4億6850万円を限度に公債の発行

復興院官制 官房・逓信・農林・土木・建築・商務・四部 東京第一~四、横浜、五出張所

國執行の衙門事務に付う区域整理以外は自治体

22以上の大筋は國 22未満の補助路線は自治体

12.9.7 モラトリーム

12.9.27 震災手形割引損失補償令公布施行

1億円を限度とする政府補償を条件として手形再刷り

震災復旧に支障する、また 貸本期限を延長し 昭和2年には 2億700万円が未決済である。

	大正十四年(1925)	大正十五年 昭和元年(1926)	昭和二年(1927)
内閣	加藤内閣(倒) →15.1.30 ←若槻内閣		→2.4.20 ←田中内閣
社会	14.4.1 配属解放令 14.4.2 治安維持法 14.4.1 聚族省商工省分立 軍縮(序垣) 4面師田癆止 行政調査会	15.4.20 青年訓練助法(7.1) 15.6.1 万才運動	東北冷害 3月～5月 金融恐慌 2.5.28～8.30 山東生兵
産業制度	14.4.28 件々ス金解禁 14.12.14 北樺太石油日ソ協定		2.3.30 壴炎手形善後処理法 同手形損失補償公債法 (2.5.1) 2.5.9 日本銀行特別融通法 損失補償公債法
行政制度	臨時港湾調査会 T14川設置 5.8.8 土木會議に吸収  4.11.1 山手線環状電軌	旧慣により引札を廃すもの、 整理に伴う件 15.1.15 犯土1号	2.4.1 土木部の設置 6大府県 内務省告示 308号  2.3 信濃川自在地陥没(6.6.24) 2.12.30 地下鉄 上野-浅草間

### 金融恐慌

2.1.26 壴炎手形善後処理法案 同補償公債法案提出

婴炎手形の整理のため補償額を上回る 1億700万円に本國債を貸付ける

審議中の 3月14月 國債審議の動向より 銀行取扱飛騰 銀行休業続出

3.20 日銀非常借出 23日 5億円を越える

3.30 二法案成立 5月1日施行 3.30 銀行法成立 (5.3.1.1)

4.3 鈴木商店 台湾銀行に整理一位

4.4 极密院 台湾銀行救済緊急勅令否決

4.20 田中内閣成立 モラトリアム 3週間

日銀非常借出し 20億円に及ぶ 休業銀行 37

5.9 日本銀行特別融通 および 損失補償法

	昭和三年(1928)	昭和四年(1929)	昭和五年(1930)
内閣	田中内閣	→ 4.2 ← 汎口	内閣
社会	3.2.20 第一回普通選舉 3.4.19 山東紛糾 5.8. フランス金復歸 6月 满洲大事件 12.29易幟革命 3.6.4 满洲大事件 12.29易幟革命	不況深刻化、失業者増大 貿易不振 4.8.28 首相緊急政策 全國放送 昭和4年度予算の執行は止め 4億 4.10.15 官吏1割減俸発表-10.22 4.10.24 オール街大不況 4.11.21 金解禁表明	生活活動低下 5.1.11 金解禁 旧平価 ロンドン軍縮条約 約定権子犯問題
産業制度		4.5.1 米穀調査会官制	5.8.19 農村救済融資 7000万円
行政制度	港湾法案成立せず 3.11.6 陸軍の監督権限を逓信省 あり鉄道省へ移管 4年4月 鉄道省に陸運課  3.5.1 鉄道局を神戸から大阪へ 3.7.3 莊用河川株式基準 土木局長通達 3.1 田排水事業と河川事業の 権限整備 聞議決定 山林防護と渓流防護の 権限整備	4.6.1 拓務省 4.9.1 内務省社会局 4.11.7 臨時荒氣事業調査会官制 積瓦水力法案 実 河川法改正案  4.12.29 清水トンネル開通	5.12.20 國鉄バス運行  農林省 巨林地干拓事業着手 5.10.4 淀川 10.15 利根川竣工式

田排水幹線の改良事業と河川に関する権限整備の件

大正14年 行政調査会 昭和2年4月より 行政審議会において審議

昭和3年1月 聞議決定 河川に重大な影響あるものにて合議

3年1月 政務官会議決定 法施行河川及び準用河川につき合議

梯川 小船川の補助指令取消 内務省において河川改良事業として予算を要求  
 右二川外補助指令済のものは 速に工事施行認可

昭和4年度 梶川 那賀川 手取川 大野川の補助予算の計上 否決

昭和5年度 梶川 赤川 矢部川 に河川補助制度 第58帝国議会 12補助

荒廃地復旧及開墾地復旧に関する事務と防護事業との間に有する権限整備の件

4.12.6 発土85号

渠工事及び山腹急峻 施工の見込みなし場所

内務省

走林施工を主とするもの 山腹工事と同時に施行する必要ある渠工事

農林省